



臺灣の道路 (其の九)

三浦 磐雄

第八 保甲制度に就いて

臺灣には保甲制度と云ふものがある。之は保甲道、保甲道路又は警察道路と云ふ臺灣獨特の名稱が付けられて居るものであつて、道路行政主管の官廳が呼ぶところの街庄道路に對するものである。主として警察系統の官廳或は地元の住民が舊來から呼び慣はした道路の一つの種類に屬するのである。

而して、此の保甲制度の道路に對する關係は、元來保甲制度の目的は地方の安寧を保持させると云ふのに在る、即ち此の制度は地方警察事務の圓滿なる遂行を期する爲に設けられた一つの自治機關であるのを、其の保甲規約中には道路や橋梁の小破修繕及掃除などについては保甲民が公使出来るやうになつて居るので、此の規定を實施してゐるのである。之は保甲制度の本來の目的ではなく、交通警察上の必要に因つての副産物的な事務が保甲民の出演となつて今

日に及んだものである。

上述のやうな事情から保甲制度が道路に關係を有つやうになつたのであるが、翻つて見るに未だ一般の自治制度が整備の域に達して居らず、臺灣全島に於ける行政が主として警察系統の手に依つて執行された時代に於ては、道路の仕事は警察官吏の計畫、指揮及監督に依つて此の保甲民に施工させたのであつて、此の習性が現在でも街路と云ふべきものを除いた道路は殆んど保甲制度によつて其の基礎施設が行はれ、又維持修繕も執行されるやうになつてゐるのであると云つても過言でない。

然しながら、段々と臺灣の地方行政や地方自治の組織が整つて來て、普通行政に屬すべきものと、警察行政に屬すべきものとの分界が明かになるに従つて、道路行政に屬する範圍に對して保甲民が出勤するが如きことは次第に減少しつゝある道程を辿つて來て居るので、最近では此の傾向が特に烈しく進展して居る事情に在るから、最早臺灣の道路行政は舊來の執行方法を以て進んで行くことが出來なくな

り、自然道路に關する法制を整備して其の行政の基準を明確にしなくてはならない必要に迫られ、保甲制度は保甲制度としての本來の使用を超越して道路の新設や改築事業の執行に迄も進出するやうなことはないやうにしたいと云ふのが現在の情勢である。

從て保甲民の使用は今後の道路事業にはあまり期待することが出來ないやうになつたので、昭和五年度から十箇年繼續の國庫補助重要指定道路改修州費事業を計畫させて、此の期間に指定道路改修工事内の保甲民を使つて施行の出來るものは出來得る限り完成させるやうにする方策を講じて居るが、其の成績は豫想外に良好であるとのこと、現在も此の方法に精進して居る有様である。此の計畫については、昭和五年三月十一日附で交通局總長から各州知事宛の次のやうな通牒を發して居るが、之は保甲制度について上述した方針を採るやうに暗示したものであることが窺はれるのである。

重要指定道路改修助成ニ關スル件

指定道路改修ニ關シ別途總交第一一〇號ヲ以テ總務長官ヨリ通達相成候處其ノ國庫補助事業ノ計畫ニ就テハ尙左記各項御了知ノ上可然御取計相成様致度此段申進候也

記

- 一、國庫補助金ハ一箇年平均六萬圓、十箇年分總額六十六萬圓内外ヲ標準トシテ計畫セラレタシ
- 二、改修工事ハ路幅ノ擴張及之ニ伴フ土工ノ施行ニ主力ヲ注キ其ノ平地部ニ於ケルモノハ成ルベク本期ニ於テ完成ニ近カラシムルヲ旨トセラレタシ從テ橋梁工事費用多額ニ上ルモノ又ハ改築ニ屬スルモノ其ノ他不急ト認ムル工作物ノ築造ノ如キハ順次之ヲ次期ノ計畫ニ讓ラレタシ

註 道路費國庫補助規程第三條第四號參照

此の通牒の第二項は前に云つた保甲民に依つて出来る仕事は出來得る限り此の十箇年の期間に施行するやうにと云ふことが裏書されて居るのである。

こんなやうな次第であるから、臺灣としても何時迄も此

の保甲制度に頼つて行くことは出来ない情態に在るので、此の計畫の終期迄には道路に關する法令を制定して遺憾のないやうにしたいと努めてるのである。

次に各州廳に於ける道路に對する保甲制度の關係事情を記して見やう。

- 一、臺北州 農村の道路の小破修繕は保甲民の手によつてなされることに、各保甲規約で定められて居るのであるが、最近は昔に比べて保甲民が道路の修繕などに對する感念が薄らいで來てるやうである。
- 二、新竹州 本州では左に記すやうな規定及通達によつて保甲制度を利用して居る。

保甲條例施行細則(大正十年二月新竹州令第四號)拔萃)

第一條 保甲條例ハ管内全般ニ之ヲ施行ス

第九條 保甲規約ニ規定スヘキ事項左ノ如シ

九 交通機關ノ保護ニ關スルコト

附則

本令ハ大正十年二月一日之ヲ施行ス

保甲規約標準(大正十年一月新竹州知事通達ニ拔萃)

第三十六條 家長ハ道路橋梁下水堤塘其ノ他交通上ニ
障害若クハ危險アルトキハ速ニ之ヲ排除又ハ防護ス
ルモノトス

三、臺中州 當州下の道路は大別して縦貫道路、指定道路、街庄里道及警察道路との四種になつて居る。而して之等の道路の管理は縦貫道路と指定道路とは州知事に於て、街庄里道は其の街庄に於て、警察道路は警務局に於て之を主管して居て夫々維持修繕を施して居る。従て現在のところ保甲制度としては定めて居ないが、保甲道路即ち警察道路に屬するものは其の破損の程度によつて受持派出所の指揮監督を仰いで、年何回と適宜な時期を見計らつて保甲民に義務的に出役させて居る程度である。尙其の他の場合即ち州の計畫に係はる新設道路若くは在來道路の擴張などにも關係住民言ひ換へれば保甲民に當らせる場合もある。

四、臺南州 本州も他の州と同じことであつて、往昔の

道路は極めて幼稚なものであつた。雨期になると恰も排水溝のやうな觀を呈して、道路としての効用をしない有様であつた。領臺後道路の重要性に鑑みて速に開鑿しなければならぬのであるが、公費で其の速成を俟つことは到底財政上許さないものがあつた。そこで保甲制度が確立すると共に、地方の安寧保持並に産業開發の上から保甲民による自發的な道路の開鑿が慫慂されるに至つたのであつた。

現在では保甲條例施行規則標準の第九條に、保甲規約の規定した事項があつて、其の第七號には「道路橋梁ノ小破修繕及掃除ニ關スルコト」とあるのに準つて居る。

此の規定は道路に關しての唯一なる規約事項であるために、道路に對する保甲民の任務は、所謂小破修繕と掃除と云ふことに限られて居るやうなものである。然しながら保甲民の本來の任務であるところの警防警戒の必要上又は地方産業開發の事からして、道路の必要性を自覺して、其の開鑿を欲求する情況にあるものは強ひて之を阻

止するにも當らないので、官に於ても其の地方の警防警戒及産業開發並に勞力負擔の能力を調査して之に適應するやうにして居るが、前述の道路に對する任務の限度は超えないやうに監督してゐる。

尙既成の保甲道路は勿論、縦貫道路や指定道路に對しても、其の道路の小破修繕に關して勞力負擔の耐へる限り殆んど保甲民が責任を以て實行して居る。其の他一ヶ年五回乃至八回位づつ保甲民一齊に出動して、道路の保存手入を行ふなど道路の維持管理に就いては保甲制度に依る行事が重大であるものとして之を勵行して居る。

以上のやうに臺南州の道路行政と保甲制度との間は不離不則の關係に置かれて居て、保甲民が道路に對しての貢獻は非常なものである。

五、高雄州 保甲規約に

戶主ハ保甲内ノ交通ヲ保全スル爲道路橋梁ノ小破修繕及其ノ掃除ヲ怠ラザルモノトス

右ニ違背シタル者ハ過怠金トシテ金五圓以下ヲ徵ス

と云ふ規定があつて、之によつて州内の道路の維持管理には保甲民の努力が極めて密接な關係を有つて居る。

六、臺東廳 當廳管内に保甲制度が布かれてから、道路の受持區域を定めて、其の區域内の道路の小破修繕や、掃除を實施して今日に及んで居て、其の數は昭和八年末の調べた所によれば二十一あつた。

七、花蓮港廳 明治三十六年五月の訓令第九十七號保甲條例細則標準第九條第七項の保甲規約（前掲）によつて道路に對して義務的に其の仕事を極力行はして居る。

八、澎湖廳 保甲規約に依つて定められた範圍で、保甲民に道路の小破修繕及掃除を迅速簡易に施行して居るので、道路の保全上裨益するところが多いばかりでなく、道路に對する愛護的觀念の向上及社會奉仕的精神の涵養ともなり、又道路工事實施に際しての工法の智識の普及啓發になることも少くない。

以上述べて來た保甲制度は、朝鮮に於ける夫役制度に匹敵したものはあるが、何れも内地では封建時代にはあつ

たかとも思はれる制度であつて、今日は見られない制度である。

事の序に、臺灣と内地との道路に關して特に異つてると思はれる點を拾つて見やう。

勿論此の比較は絶對的なものではなく、劇然とした區別は付け難いことである。或は内地でも特殊な地方では間々見受けられることもあらうが、概念的に觀察してのことである。

一、各道路とも概して最近の新設又は改築に屬するものであるから、砂利敷の量も少いために、路面が一體に軟弱であること。

二、用地を取得することが容易であるから、路幅が概して廣いこと。

三、雨量が多いため、側溝や暗渠の断面が大きく、又法面の保護が必要である。

四、河川は急流であつて出水量も多いために、自然洗掘されるのが大きいから、一般に木橋の架設には適しな

いし、永久工の橋梁でも特に橋脚の根入を深くし、且つ橋臺の保護工も十分堅牢にして置かなくてはならぬ。

五、降雨量が多く尙空中の湿度が高い等のために、木材の腐蝕が早いことと、蟻の害が多い等のために、小さな橋梁其の他の構造物にも木材を使用することが少い。

六、並木の樹齡の永いものがないと云つてもよい。氣候の關係によつて樹種の異なることは當然であつて、内地に見るやうな松並木などは皆無であると云つてもよい程である。

七、農村に於ての道路では、例の保甲制度で受持區域を定めて小破修繕に當らせる外並木をも植栽させて之の管理にも努めて居るから、片田舎の方の道路でも大小の區別なく、殆んど全部兩側に並木が造成されて居ると云つてもよい。

八、特に澎湖廳管内では、主として小粒の硨磲石で以て砂利の代用をして來たが、季節風の被害があるため毎年一回同一作業を繰返すやうな状況に在つて、非常に不經

済であるばかりでなく、其の産額にも限りがあるため近

來は砕砂利又は海砂利を使用することにした。(未完)

A T式簡易鋪裝の研究並に施工中の 同工事視察に關する座談會 (一)

福岡縣折尾土木管區事務所

(本座談會速記は現場施行の研究討議を重ねたるものを其儘速記せるものである、一般地方道路改良上の資料ともなれば望外の仕合と思ふとの厚意を以て特に福岡縣土木部長坂本一平氏より惠送せられたる次第である)

國道第二號線福岡縣遠賀郡遠賀村地内、折尾土木管區事務所にて施工に係るA T式簡易鋪裝工事現場に於て左記順序に依り之が施工方法の研究及工事視察に關する座談會を開催す。

日時 昭和十一年九月九日午前十時集合
場所 福岡縣遠賀郡遠賀村役場階上會議室

出席者 坂本土木部長、細川道路課長、古賀河港課長、岩井技師、縣下各管區事務所長、各管區鋪裝工事主任及擔當工夫八幡製鐵所技師等六十二名
一、現場視察時刻 午前十時より午後二時まで
折尾土木管區事務所長の設計の概要並施工上の諸注意其他に付説明の後工事中の現場視察